二　この表において「採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等」とは、次に掲げるものをいう。

イ　我が国の歴史及び文化その他の人文科学、社会科学及び自然科学の分野における基礎的な知識

ロ　基礎的な課題について十分に理解した上で、着実に取り組み、正確かつ迅速に処理し、その結果を踏まえた説明を適切に行うことができる基礎的な能力

ハ　公共の利益のために勤務することについての明確な自覚及び国際的かつ多角的な視点

国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令をここに公布する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽

平成二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十三号

国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令

内閣は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十五条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において「交流派遣」、「派遣先企業」又は「交流派遣職員」とは、それぞれ国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項、第七条第三項又は第八条第二項に規定する交流派遣、派遣先企業又は交流派遣職員をいう。

（交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四十三条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣をされた警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下「交流派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（同法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣警察庁所属職員等となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣警察庁所属職員等が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同法第二条第一項第一号に規定する職員となったものとみなす。

2　交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

3　交流派遣警察庁所属職員等は、地方公務員等共済組合法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。

4　交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「）とし、その他の職員」とあるのは「）に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金」と、同表中

第百十三条第二項各号、第三項及び第四項	

とあるのは

第百十三条第二項及び第三号	地方公共団体
	派遣先企業
第百十三条第三項及び第四項	地方公共団体
	国

と、

第百十六条第一項	

とあるのは

地方公共団体	国

と、同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「派遣先企業」とする。

第百十六条第一項	
地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は職員	派遣先企業
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員	派遣先企業

と、同表第

（交流派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の特例）

第三条　交流派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。

（私立学校教職員共済法の特例）

第四条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定は、交流派遣職員には、適用しない。